

難病者援護金(通院費)

■助成内容

- 難病治療通院のために要した交通費（原則公共交通機関に限る）を助成します。
- 所得制限はありません。
- 自宅⇄病院の交通費（実費）のみが対象です。
- 付き添いが必要な方は申請により付添人1名の費用を助成します。
- 通院費は申請日の属する月の1日（当月転入者の場合は転入の日）分から支給できます。
- 1回の通院（往復の合計）で、7,000円が限度です。

- ☑入院・退院のための交通費は認められません。
- ☑定期券の利用・手帳提示による割引分等の交通費は認められません。
- ☑あらかじめ申請し、登録された通院先・経路・交通機関のみが助成の対象になります。
- ☑申請後、通院先・経路等の追加、または変更があるときは、事前に届出が必要です。
- ☑診断書の受領や調剤のみ等、治療を要さない場合の交通費は認められません。

■申請方法

次のものをお持ちのうえ申請してください。

- ① 難病の医療券または医師の診断書（臨床調査個人票等）
- ② ご本人名義の銀行口座のわかるもの
- ③ 印鑑

■請求方法

○通院費を請求する際は「難病者通院費支給申請書」を障害者福祉課にご提出ください（郵送可）。

※申請後、1か月程度で「認定通知」と「難病者通院費支給申請書」がお手元に届きます。

通院回数が少ない場合は、数か月分まとめて請求していただいてもかまいません。

■請求時の注意事項

- 「難病者通院費支給申請書」に住所、氏名、認定番号（「認定通知」に記載があります）を記入してください。
- 通院日ごとに医療機関で確認印を押してもらってください。
- 医療機関の印に替えて受診日の日付の入った上限額管理表の写し、もしくは領収書の写しを添付することができます。
- 申請時に登録した通院方法であることをご確認のうえ、ご申請ください。

- ① バス・鉄道等の場合・・・実費を請求してください。
- ② タクシーの場合・・・タクシーの領収書の原本を添えて請求してください。
*タクシーによる通院への助成は、歩行での通院（公共交通機関含む）が困難である場合にのみ認められます。
医師記入の「市指定の歩行困難の記載のある診断書」を提出し、認められた場合にのみ助成の対象になります。

■支給について

毎月10日までに提出された難病者通院費支給申請書に記載された請求分は、当月末にご本人の銀行口座に振り込まれます。

■次の場合は必ず障害者福祉課までお届けください

- 住所・氏名・振込先等の変更、付添の有無の変更、通院先・通院経路の追加・変更があるとき
- 武蔵野市民でなくなったとき、治癒したとき、死亡したとき、通院の必要がなくなったとき
なお、偽りその他の不正な手段による受給があったときは、返還していただきます。

お問い合わせ：武蔵野市障害者福祉課 難病担当 〒180-8777 武蔵野市緑町2丁目2番28号
電話：0422-60-1904
FAX：0422-51-9239